

商品概要説明書

J A担い手応援ローン

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

商品名	J A担い手応援ローン
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ 原則として直近三期分の税務申告書類（青色申告書に限る）の提出が可能である方。○ 原則として大阪府農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	【個人】 <ul style="list-style-type: none">○ 農業生産に直結する運転資金 【法人等】 <ul style="list-style-type: none">○ 農業経営に必要な運転資金
借入金額	○ 1,000 万円以内とし、所要額以内とします。 ※本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が 1,000 万円を超えることはできません。
借入期間	○ 1 年以内とします。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします（固定金利・変動金利）。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入または手形借入とします。
返済方法	○ 次のいずれかの返済方法をご選択いただけます。 <ul style="list-style-type: none">①期日一括返済②元金均等返済で、毎月返済方式、年 2 回返済方式、または特定月増額返済方式（毎月返済に加えて 6 か月ごとの特定月に増額して返済。） ○ 利息は次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none">①期日一括返済の場合：原則として一括前払い②元金均等返済の場合：分割前払いまたは分割後払い ○ 返済日はあらかじめ当 J A が定めた特定の日とします。
担保	○ 原則として担保は不要です。
保証	○ 原則として大阪府農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 <ul style="list-style-type: none">○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。

	<p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p>				
保証料	<p>○ 一括前払い・分割後払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 1,000 万円、毎月返済方式の場合の一括支払保証料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="577 479 1070 580"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>14,078</td> </tr> </table> <p>※お借入額、返済方法により保証料は異なります。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の方法で算出した金額から 5,000 円を控除した金額が返戻されます。なお、控除後の金額が 1,000 円以下のものについては返戻の対象となりません。</p> <p>②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>○ 保証料率は年 0.26% です。</p>	お借入期間	1 年	保証料（円）	14,078
お借入期間	1 年				
保証料（円）	14,078				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：0120-29-3925）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融共済部にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 				

	<p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として大阪府農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A いずみの